

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2022年6月22日

【会社名】 サノヤスホールディングス株式会社

【英訳名】 Sanoyas Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 北達 伊佐雄

【本店の所在の場所】 大阪市北区中之島三丁目3番23号

【電話番号】 大阪(06)4803-6161(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 津村 好英

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区中之島三丁目3番23号

【電話番号】 大阪(06)4803-6161(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 津村 好英

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2022年6月21日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月21日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

(イ) 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金5円、総額165,451,030円

(ロ) 効力発生日

2022年6月22日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

(1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規定を設けるものです。

(2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものです。

(4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものです。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

上田 孝、北達伊佐雄、北川 治、大門 淳、花田恵二、森 薫生、高橋健二、副島寿香を取締役（監査等委員である取締役を除く。）として選任するものです。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

松田武郎、中尾 誠、山田茂善を監査等委員である取締役として選任するものです。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

副島寿香を補欠の監査等委員である取締役として選任するものです。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	233,225	998	0	(注)1	可決 (注)4 (98.76%)
第2号議案 定款一部変更の件	232,874	1,349	0	(注)2	可決 (注)4 (98.61%)
第3号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)8名選任の件 上田 孝 北達伊佐雄 北川 治 大門 淳 花田恵二 森 薫生 高橋健二 副島寿香	231,127 231,850 232,117 232,413 232,400 232,049 232,391 232,350	3,096 2,373 2,106 1,810 1,823 2,174 1,832 1,873	0 0 0 0 0 0 0 0	(注)3	可決 (注)4 (97.87%) (98.18%) (98.29%) (98.42%) (98.41%) (98.26%) (98.41%) (98.39%)
第4号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件 松田武郎 中尾 誠 山田茂善	232,657 232,223 232,757	1,566 2,000 1,466	0 0 0	(注)3	可決 (注)4 (98.52%) (98.34%) (98.56%)
第5号議案 補欠の監査等委員で ある取締役選任の件 副島寿香	232,603	1,620	0	(注)3	可決 (注)4 (98.50%)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

4. 賛成の割合の計算方法は次のとおりです。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び当該出席のすべての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛否が確認できた議決権の数の割合です。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。